

令和7年2月13日

郡市区等医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会
(公 印 省 略)

妊婦のための支援給付（旧出産・子育て応援交付金事業）への協力について（依頼）

妊婦等に対する「出産・子育て応援交付金事業への協力について（依頼）」は令和5年1月18日付において、本会よりお知らせしております。

昨年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和7年4月1日以降は、従来の「出産・子育て応援交付金」に代わり、法定事業として新設された「妊婦のための支援給付」及び「妊婦等包括相談支援事業」として、引き続き、妊婦等への経済的支援と伴走型相談支援を、効果的に組み合わせて実施し、妊婦への総合的な支援を図ることから、今般、こども家庭庁より日医を通じて別添のとおり、協力依頼がありました。

新たに制度化された給付では、妊娠届出時の妊婦支援給付認定後（5万円）、出産予定日の8週間前の日以降の胎児の数の届出後（5万円×胎児の数）の2回に分けて経済的支援を実施するとされております。

旧事業との相違点及び妊娠の事実や胎児の数の確認の取扱いに関しては、このたびの日医文書あります通知および産科医療機関向けQ&Aでご確認ください。なお、Q&Aにつきましては、こども家庭庁のホームページで公開する予定であることが日医文書内で記されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、自治体を通じた妊婦への経済的支援が円滑に進むよう、会員医療機関へ対する周知につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

＜事務局＞
大阪府医師会 地域医療1課（湯口）
TEL：06-6763-7012